

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 23 号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（用語の定義）</u></p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>専門技術員</u> 条例第 41 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する職員</p> <p>（2）<u>普及員</u> 条例第 41 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する職員（支給範囲）</p> <p>第 3 条 条例第 41 条の 3 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定めるものは、<u>常勤の専門技術員</u>であって、次に掲げるもので次条に規定する要件を満たしているものとする。</p> <p>（1）<u>農業及び農村生活関係にあつては、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号。以下「助長法」という。）第 8 条第 1 項に規定する普及指導員である専門技術員</u></p> <p>（2）<u>林業関係にあつては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 1 項に規定する林業普及指導員である林業専門技術員</u></p> <p>（3）<u>水産業関係にあつては、次のいずれかに該当する者</u></p> <p>ア <u>農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格した者（従前の水産業専門技術員資格試験に合格した者を含む。）</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>2 条例第 41 条の 3 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定めるものは、<u>常勤の普及員</u>であって、次に掲げるもので次条に規定す</p>	<p>（支給範囲）</p> <p>第 2 条 条例第 41 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定めるものは、<u>常勤の職員</u>であって、次に掲げるもので次条に規定する要件を満たしているものとする。</p> <p>（1）<u>農業及び農村生活関係にあつては、次のいずれかに該当する者</u></p> <p>ア <u>農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号。以下「助長法」という。）第 8 条第 1 項に規定する普及指導員である職員</u></p> <p>イ <u>病虫害防除所に勤務する職員であつて、助長法の規定により農林水産大臣が行う普及指導員資格試験に合格したもの（農業改良助長法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 53 号）附則第 4 条の規定により普及指導員資格試験に合格した者とみなされる者を含む。）</u></p> <p>（2）<u>林業関係にあつては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 1 項に規定する林業普及指導員である職員</u></p> <p>（3）<u>水産業関係にあつては、次のいずれかに該当する者</u></p> <p>ア <u>農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格した者（従前の水産業専門技術員資格試験に合格した者並びに平成 17 年 4 月 1 日から 3 年間は、従前の水産業改良普及員資格試験に合格した者及び知事が他の都道府県が行う水産業改良普及員資格試験に合格した者で当該資格を有すると認めたものを含む。）</u></p> <p>イ・ウ [略]</p>

る要件を満たしているものとする。

(1) 農業及び農村生活関係にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 助長法第8条第1項に規定する普及指導員である改良普及員

イ 病虫害防除所に勤務する職員であつて、助長法の規定により農林水産大臣が行う普及指導員資格試験に合格した者（農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）附則第4条の規定により普及指導員資格試験に合格した者とみなされる者を含む。）

(2) 林業関係にあつては、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員である林業改良指導員

(3) 水産業関係にあつては、農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格した者（平成17年4月1日から3年間は、従前の改良普及員資格試験に合格した者及び知事が他の都道府県で行う改良普及員資格試験に合格した者で当該資格を有すると認められた者を含む。）

第4条 前条の要件は、専門技術員又は普及員として、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第3条第1項に規定する週休日並びに条例第31条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、条例第41条の3第1項第1号又は第2号（病虫害防除に係る普及員を除く農業及び農村生活関係の者にあつては、助長法第8条第2項）に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していることとする。

第3条 前条の要件は、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第3条第1項に規定する週休日並びに条例第31条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、条例第41条の3第1項（病虫害防除に係る職員を除く農業及び農村生活関係の者にあつては、助長法第8条第2項）に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していることとする。

(補則)

第5条 [略]

(補則)

第4条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。